

大東文化学園
教職員組合連合機関紙
第 1047 号
2012 年 2 月 13 日発行



E-MAIL: daito-un@boreas.dti.ne.jp
http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/
p/f (03) 3935-9505

2012 年度春闘方針案について

連合執行委員会は 1 月 30 日（月）午後 4 時半から 6 時まで組合会議室において、次年度の春闘方針案について以下のような検討を行いました。

①ベースアップについて

この 9 年間、本組合は春闘でベア要求を掲げませんでした。しかしこの間の可処分所得の目減り、ボーナスからも年金の掛け金が差し引かれるようになったこと、事務・教育職を問わず多忙化（専任一人当たりの持ちコマ数は徐々に上昇）、過密労働などを考慮し、次年度のベア要求について検討しました。

全般的に雇用者の名目賃金は低下（賃金の切り下げなどによる）しており、連合（日本労働組合総連合会）は給与総額の 1% の賃上げを要求しています。しかし、連合傘下の基幹労連（鉄鋼、造船・重機、非鉄金属の大手労組）は定昇の実施などを求める要求書を提出、ベアの統一要求を見送っています（鉄鋼大手労組は前回（平成 22 年）同様、賃金改善要求を見送り、定昇の実施や子育て手当への拡充などを要求。しかし、造船・重機労組は定昇実施と月額 3000 円のベアを要求。）。また、私鉄総連はベア 2500 円を要求しています。

また全労連（全国労働組合総連合）は日本の労働者の賃金は 1997 年より平均 55 万円も減少しており、その原因は低賃金の非正規労働が増え、正社員の賃金も昔より低くなっているからだとしています。景気が悪いから賃金が下がっているのではなく、支払い能力のある企業ですら賃金を下げるから国民経済が冷えこむとして、今春闘、みんなで賃金・労働条件改善の声をあげましょう。それが景気回復への道だとしています。

他方、経団連は震災に伴う電力供給の不安や、歴史的な円高などで企業経営は厳しく、とりわけ製造業は非常に厳しく、労働側に我慢を求めています。ベースアップ（ベア）は難しく、定昇も一時的に延期せざるをえないところも出てくる。企業は雇用の確保に重点を置きたいとしています。

物価はデフレ傾向にあると言われ、大学教職員の給与は、定年の切り下げなどが一部に見られるものの、民間企業に比べて安定した状況にあるといえます。

ところで 2011 年度、ベアを獲得した大学は 74 組合中 5 組合（2010 年度は 70 組合中 5 組合）に止まっています。上部団体である日本私大教連の方針はベア要求（根拠：不況を口実にした賃下げ、賃下げ

による内需の縮小⇒内需の縮小による景気の低迷⇒景気低迷を口実とする賃下げ⇒負のスパイラル⇒社会全体の賃金水準を底上げするためにベア要求が必要（添付資料：「なぜベア要求が必要なのか」2012年1月 p.2～11 参照 日本私大教連）を方針としています。

上記の資料などを元に検討した結果、連合執行委員会、次期春闘要求にはベア要求を掲げるべきではないかという意見が出され、0.05%から0.1%の範囲（額では500円から1000円程度）のベアを掲げてはどうかという案が出されました。

②非正規教職員の待遇改善

非正規教職員の賃金は、正規職員と比較して格差が大きく、この格差を如何にして小さくしていくかということが話題になりました。そこで、少なくともアルバイト職員の時給を1000円に、非常勤講師の賃金を最低月額30000円以上に引き上げようということになりました。

③多忙化、過密労働の解消など、労働条件を改善する必要

アンケート用紙にもあるように、専任教員の一人当たりの持ちコマ数は徐々にですが増加しています。また職員も月300時間を超える労働を余儀なくされている場所があります。このような長時間残業原因を明らかにし、そうした労働の解消、対応策を要求していきたいと考えています（三六協定の問題）。

大学間競争の激化に伴い、オープンキャンパスや入試の多様化（出前授業や募集活動など）による教員の多忙化が進んでいます。他方、教育時間の増加と研究時間の減少が生じ、十分な研究ができない状況が作り出されています。十分な研究は教育を豊かにするものでもあります。研究時間を保証し、豊かな教育を作り上げていく環境が求められています。

④財政分析と春闘アンケートに基づいた要求作りを

昨年度は財政分析に取り組み、大東文化学園の財務状況を知ることができました。春闘要求の根拠を裏付けるためには大東文化学園の財務状況を的確に把握することが必要です。また、分析した財務状況を組合員と共有し、春闘要求の実現に向けて努力したいと考えています。

また、同封の春闘アンケートを基に、職場別の要求をくみ上げ、きめ細かな要求案作りを進めたいと考えています。

⑤学生が安心して学び、成長できる大学と社会の実現を目指して

本学では今年度から授業料減免制度が整備され、経済的に困窮する学生への支援が一步前進させることができました。日本私大教連では「私立、国立同等の原則」を掲げ、私学への助成の大幅な引き上げを要求しています。授業料や奨学金制度で私立大学と国立大学の間には依然として大きな格差があります。わが国の高等教育に占める公財政支出はGDP比0.5%と、OECD諸国平均の1.1%の半分以下となっています（文部科学省のHP：『図表でみる教育 OECD インディケータ（2008年版）』より）。政府に対し教育費の大幅増額を要求していくことが求められています。私学助成運動についても次年度も取り組んでいきたいと思えます。

また、国連で採択された国際人権規約（社会権規約とも言われる）では、「第13条 1. この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳につい

ての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

2. この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。」とされ、わが国政府も1979年に批准したものの、この第13条2項(c)項目を含む4つの項目について保留を続けています。こうした国はマダガスカル、ウガンダのほかにはわが国だけです。高等教育費の漸進的無償化の実現、国際人権規約条項への留保撤回を求める必要があります。

また、今年度から就活が3年生の12月に解禁されるようになりましたが、異常な就活を適正化させる取り組みが必要です。3年生の12月から解禁されることにより、大学でのまともな学習が難しくなっています。少なくとも公務員試験同様に4年生になってから、できれば夏休み期間に解禁して、まともな学習ができる条件を作れるように働きかけていく必要があります。

⑥春闘を通じて組合拡大と強化を

パンフレット(組合加入)を作成したり、「桐」を手がかりにして、組合員の拡大を目指したいと思います。また組合費の徴収についても、組合事務室での組合費徴収を実施するなど柔軟な対応で、組合員の拡大を実現したいと考えています。

以上(春闘に関する執行部見解)。

春闘アンケートのお願い

同封いたしましたように、教職員を対象に、春闘アンケートをお願いいたします。

このアンケートは2012年度春闘要求書作成のための資料となるものです。年度末でご多用中とは存じますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

集計作業の都合上、締め切りは3月1日(木)-消印有効-とさせていただきます。

お忙しい方は、一部の質問のみのご回答で結構ですので、ご協力くださいますようお願いいたします。

郵送の場合は同封の返信用封筒をご利用ください。直接組合事務室までお持ち下さっても結構です(月、10:00~18:00開室。それ以外の日は組合事務室外の箱にご投函下さい)。

組合規約、慶弔見舞金規定の改定について

大東文化大学教職員組合規約、並びに大東文化大学教職員組合慶弔見舞金規定が改定されました。主な改定点は下記の通りです。詳しくは書記局にお尋ねください。

○大東文化大学教職員組合規約

第 41 条 (組合費)

②非専任職員 (助教等の任期制職員も含む) の組合員は月額 300 円とする。

③年俸制特任教員の組合費は以下のとおりとする。

特任教授 : 2,600 円

特任準教授 : 1,900 円

特任講師 : 1,600 円

*この規約改正は 2011 年 11 月 28 日より施行する。

(なお、この組合規約改正に伴い、特任教員の組合費の金額が変更になります。)

○大東文化大学教職員組合慶弔見舞金等規定

第三条 本組合員が退職によって組合を脱退する場合勤続年数 (組合員であった期間) に応じ次の金額に相当する退職記念品を贈呈する。ただしアルバイト職員に関しては一律 10,000 円とし、その他非専任職員は () 内の金額とする。

1 勤続年数 3 年以上 5 年年未満 20,000 円 (10,000 円)

2 勤続年数 5 年以上 10 年未満 50,000 円

(30,000 円、ただしアルバイト職員は 10,000 円)

3 勤続年数 10 年以上 100,000 円

(50,000 円、ただしアルバイト職員は 10,000 円)

*この規定は 2011 年 11 月 28 日より施行する。

以上

(書記局)

本紙は大学組合 web サイト <http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/> にも掲載しています。併せてご利用いただければ幸いです。

本紙へのご投稿、ご意見、ご質問は daito-un@boreas.dti.ne.jp にお寄せください。